

国民健康保険のお知らせ

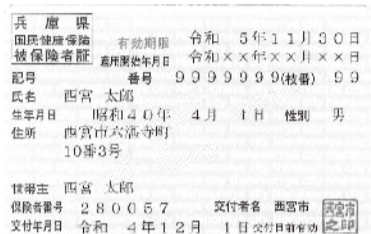
問 国民健康保険課 (0798・35・3117) (HP) 39678412

12月1日は 被保険者証の更新日

国民健康保険(以下、国保)は、職場の健康保険等に加入していない人を対象とした公的医療保険制度です。12月1日から新しくなる国民健康保険被保険者証(以下、被保険者証)等についてお知らせします。

11月中旬までに 新しい被保険者証を順次送付

新しい被保険者証を11月中旬までに郵送します(保険料滞納世帯を除く)。紙カード様式で1人1枚、世帯主宛てにまとめて簡易書留郵便で送付します。 ※現在の被保険者証の有効期限は11月30日まで



カードは藤色

手元に届き次第、使用可

被保険者証は台紙に貼り付けています。ゆっくりはがして使用してください

国保

手続きは発生日から14日以内に。郵送可

加入・脱退の手続きが必要なとき

日本では、職場の健康保険等に加入している人以外は、原則として住所地の国保への加入が必要です。加入・脱退が必要な下記の事実が発生した場合、発生日から14日以内に手続きが必要です。

手続きの詳細は、国民健康保険課または市のホームページ(HP 57256198)でご確認ください。 ※事実発生前には手続き不可

加入

他の市区町村から転入した▷職場の健康保険を脱退した、被扶養者から外れた▷子供が生まれた

脱退

他の市区町村へ転出した▷職場の健康保険に加入した、被扶養者になった▷国保の加入者が死亡した



職場の健康保険等に加入後は 忘れず早めに脱退手続きを

保険料は、その年度の最初の納期限の翌日から2年を経過すると変更できないため、脱退手続きが遅れると国保に加入していない期間の保険料も支払わなければなりません。また、職場の健康保険等に加入後に誤って被保険者証を使用すると、給付費を返還してもらう場合があります。

納付相談を実施

納付が困難な人等は ご相談を

保険料の滞納により、新しい被保険者証を郵送できない世帯には、事前に文書でお知らせします。未納保険料については、納付または納付相談が必要です。納付に関する相談は国保収納課(0798・35・3091)へ。

マイナンバーカードが 健康保険証として利用できます

一部の医療機関や薬局の窓口で、マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。利用するためには、事前にマイナポータル等からの利用登録が必要です。詳しくはマイナポータルをご確認ください。



マイナポータル

マイナンバーカード 交付申請書を順次送付しています

マイナンバーカードを持っていない人を対象に、11月中旬から12月上旬に、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から、マイナンバーカード交付申請書が順次送付されます。この機会にぜひ申請してください。



今なら最大2万円分のマイナポイント申込対象!

※12月末までにカードを申請した人が対象ですが、締切り直前は申請が混み合い、カードの交付がポイント申請期限の来年2月末に間に合わない可能性があります。早めの申請を

※次の人には申請書が送付されません。コールセンターまで問合せを▷75歳以上で、2月~3月頃に後期高齢者医療広域連合からマイナンバーカード交付申請書が送付された▷1月1日以降に出生または国外から転入した▷在留期間の定めがある外国人住民

問 西宮市マイナンバーコールセンター(0798・30・6001)

※番号のかけ間違いにご注意ください

消費生活 ガイド



トラブルにあったら 消費生活センターに相談を。 0798・64・0999

【相談事例】クレジットカードに心当たりのない請求があったので調べると、ライブ配信アプリでの課金だった。中学生の娘が、父親のカード情報を使って、1回約1万円の投げ銭を数カ月行っていた。請求明細を見直すと、これまでに60万円以上の請求があった。 【アドバイス】スマートフォンなどでライブ形式の動画を配信、視聴する「ライブ配信サービス」の多くは無料ですが、ライブ配信者

子供の「投げ銭」トラブルが増加

を応援する「投げ銭」という送金機能の利用で課金されます。子供が保護者のクレジットカード情報や携帯電話のキャリア決済で投げ銭しないように、暗証番号やセキュリティコードはしっかり管理しましょう。子供がどのようなサービスを利用しているのか、親が理解し、使い方について話し合うことが大切です。困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

在宅介護をサポート

(HP) 51536308

在宅福祉サービス ご利用ください

市は、在宅介護をサポートするため、介護保険サービス(ホームヘルプサービスなど)以外にも、さまざまな在宅福祉サービスを提供しています。詳しくは市のホームページで確認を。

① 福祉タクシー利用券を交付

自宅から病院などを移動する際の福祉タクシーについて、利用券を交付します。利用券は「定額制」と「予約制」の2種類です。▷定額制…助成額が1枚500円(1回の乗車で3枚まで使用可)▷予約制…タクシー料金の9割を助成(助成限度額あり)

対象

要介護3~5の65歳以上の高齢者で、一般の交通機関を利用することが困難な在宅の人

② 紙おむつ等を支給

在宅で高齢者等を介護する家族に、月1回、紙おむつ等を自宅まで配達します。 ※助成限度額(月額6500円)を超える額は利用者負担

対象

次の全ての条件を満たす人▷要介護認定で要介護4・5に認定されている▷常に失禁状態にある▷おむつ使用者と介護者の世帯全員がともに市民税非課税であるなど

③ 介護マークをご利用ください

認知症の人などを介護する際、周囲に誤解や偏見を持たれることがあります。市は、介護中であると理解してもらうため、「介護マーク」を配布しています。

【配布場所】高齢介護課(市役所本庁舎1階)、高齢者あんしん窓口



④ 居場所検索ができる機器を貸与

認知症などにより行方不明になる恐れのある人を介護している家族に、受付センターに問い合わせるだけで、居場所を素早く特定できる「位置検索システム専用端末機」を貸与します。

問

①~③…高齢介護課(0798・35・3077)

④……地域共生推進課(0798・35・3286)